

育児休業手当金及び介護休業手当金給付上限相当額の変更について

雇用保険法第17条第4項第2号ハ及びロに定める額の変更に伴い、令和6年8月1日以降の各手当金の給付上限相当額が下記のとおり変更されました。

(1) 育児休業手当金の給付上限相当額（給付日額の限度額）

	給付割合	変更後	変更前
育児休業手当金	67/100	14,334円	14,097円
	50/100	10,697円	10,520円

(注) 給付上限相当額を超える標準報酬の等級及び標準報酬の月額

第30級 500,000円

なお、給付割合67/100は、育児休業開始から180日間に限ります。

(2) 介護休業手当金の給付上限相当額（給付日額の限度額）

	給付割合	変更後	変更前
介護休業手当金	67/100	15,778円	15,513円

(注) 給付上限相当額を超える標準報酬の等級及び標準報酬の月額

第31級 530,000円